



0 4 0 8 0 1

1  
2

偏差値 67.45

第1問 答案用紙

順位 81位

(企業法)

満点 25.5/50

偏差値 64.3

順番が狂った?

問題1 Bが適宜に代表取締役として選任された者かどうかについて検討する。  
 まず、本件規定が有効であるかどうかについて検討する。これは、代表取締役の選任権は取締役会の権限(362条2項3号)と同一で、株主総会の権限の範囲に於いては(295条2項)と異なるため、両者の権限関係が問題となる。  
 したがって、株主総会の権限の範囲に於いては、会社の実質的所有者である株主の意思と経営に反映されるためである。また、これも株主総会の権限と類似したものは、取締役会経営の意思と能力のない株主が経営を行うよりも、経営の専門家である取締役に委任した方がかえって株主の利益にもなり、株主の合理的意思に合致するからである。ならば株主自身が経営の効率性を放棄して、自ら経営を行うことは合理的な選択である。特に非公開会社では、株主の経営に対する関心が強い。よって、従来として、取締役会には代表取締役の選任・解任権が残っているため、取締役会の監督機能を弱くしない。  
 以上より、甲社における本件規定は有効な規定である。  
 では、本件規定により、甲社株主の全てを保有するBが自ら代表取締役として選任されたことと適宜かどうか。甲社では株主の全てを保有していたAの指図のもとで株主総会決議にかかっていたと認められる。そうであるならば、取締役会の承認を経て適宜に甲社株主の全てを併合してBの指図も同様にも、株主総会決議に代えることができる。と解する。  
 したがって本件規定に基づきBは適宜に代表取締役として選任された者であり、本件契約は(100万円の)甲社から取締役会決議は必要なく、代表権の範囲内である。  
 そのため、本件契約の効果は甲社に帰属する。

問題2 Cは339条2項に基づき、正当な理由なく取締役の地位を解任されたものとして、甲社に対し、解任による生じた損害の賠償を請求することを目指す。と  
 この点、339条2項における正当な理由とは、①に身の取降②職務の着しい不執行③職務執行における不正行為又は定款違反などであると解する。そのため、私生活上でのトラブルは認められず、株主のCは内閣府の代表は正当な理由に含まれず、Cは甲社に対し、本問での解任による生じた損害の賠償を請求することができる。と  
 また、この賠償額は、Cが取締役として任期を満了していたならば得られたであろう利益の額であると解する。具体的には、Cが取締役と解任された毎月1月1日から、本来の任期満了日である令和11年6月の間においてCが得られた利益の額、および毎月1月1日から令和11年6月までの間のCの取締役としての報酬相当額である。  
 (したがってCは正当な理由なく取締役の地位を解任されたものとして、甲社に対し、毎月1月1日から令和11年6月までの期間における取締役としての報酬相当額を請求できる。)

「多額」の検討している



2  
2

第2問 答案用紙

(企業法)

素点 30.5/50

偏差値 70.6

問題1 新設分割とは、分割会社が有する資産と負債を別設会社に対して同等的に承継させるこという(2条30号)。

新設分割後新設分割株式会社に対して債権の履行を請求することができる(新設分割株式会社)の債権者とは、債権者の交代となるため、債権者異議訴訟が認められる(810条(2)項)。

本件新設分割では丁会社が承継されるB社の債権者は、債権者が別会社から丁会社に交代するため、本件新設分割によって異議を述べることができる。

一方で、新設分割において、金取付条項付有価証券の取引と利付金の取付が行われる場合は、金取付条項は金取付が済むまで、新設分割後の債権者全員が異議を述べることができる(加算のため、下条(2)号)が、本件新設分割では両者とも行われなかったため、A社の債権者は異議を述べることができない。よって、B社の債権者が異議を述べることができない。

問題2 Aは、丙会社製造の一般医薬品を購入して服薬し、丙会社の責め(常務が原因で)該医薬品に混入した異物(お影管)により、体質が異変を来し、入院治療が必要となる損失を被り、丙会社の不法行為(お)に生じたB社における債権者である。

丙会社は電子公告を以て定めている(93条(2)項)ため、本件新設分割にあたって、債権者異議訴訟として宣告のほか、電子公告による公告により、異議を述べることができる旨を公告する必要があり、新設分割株式会社である丙会社の不法行為(お)に生じた債権の債権者であるA(お)は、各別の債権をしなければならぬ(810条(2)項)。本問では丙会社はA(お)に対して、各別の債権を行使していない。

よって、新設分割において、異議を述べることができる新設分割会社の債権者である、各別の債権を受けなかった者は、新設分割後(新設分割会社)に対して債権の履行を請求できないものである。また、新設分割会社に対して、新設分割会社(新設分割会社)の成立の日(お)に有していた財産の価額を限度として、債権の履行を請求することができる(810条(2)項)。

本問においては丙会社の不法行為(お)に生じたB社の債権者であるAは、本件新設分割において、異議を述べることができる債権者であるが、丙会社による債権者異議訴訟に関して、各別の債権を行使していない。よって、丙会社に対して、丁会社が成立の日(お)に有していた財産の価額の限度を限度として、Aは丙会社に対して丙会社の不法行為(お)に生じた債権の履行を請求することができる。

したがって、本問においてAは丙会社に対して体質異変の結果生じた損害の賠償を請求することができる。

おのり  
不要

評	点